

番 号	15請願第18号 (即 決)
受理年月日	平成15年12月 1日
件 名	心身障害者(児)通所訓練等事業の「補助率見直し案」に関する東京都への意見書提出を求めることについて
提 出 者	<p>社会福祉法人三鷹ひまわり会 三鷹ひまわり共同作業所 理事長 三瓶 和義</p> <p>社会福祉法人おおぞら会 アクティビティセンターはばたけ 施設長 三浦 明雄</p>
紹介議員	森 徹、斎藤 隆
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>いま東京都内には、700カ所に及ぶ無認可法外の小規模作業所並びに小規模通所授産施設が設置されています。こうした増勢に及んだ背景は、紛れもなく国の障害者福祉法並びに施設制度の不備・欠陥によるものであり、その大半を占める小規模作業所は、東京都の心身障害者(児)通所訓練等事業などの補助要綱に基づいて、活動を発展させてきました。</p> <p>そして今日では、重度重複障害のある人や高次脳機能障害、アルコール依存症など、多様な障害のある人たちの利用に広がるとともに、障害者福祉法に基づく法定施設を含めた通所施設の約7割を占めるに至っています。</p> <p>こうした状況に対して国は、2000年度、社会福祉法を制定し、支援費制度を創設するとともに、小規模通所授産施設という新たな施設制度を創設しました。その結果、東京都では、2003年度現在、147カ所の小規模通所授産施設が誕生し、小規模作業所は540カ所となりました。</p> <p>しかしながら小規模通所授産施設は、新たな法定施設にもかかわらず、その公費負担水準は極めて低く、その運営実態は無認可法外の小規模作業所と同水準にとどまっています。しかも法定施設であるにもかかわらず、支援費制度の「選択肢」に含まれないため、当事者・関係者に多くの混乱と矛盾を広げています。</p>	

さらに今後、東京都は、都内障害児学校卒業生の急増期を迎え、10年後には少なくとも約120カ所の新たな小規模作業所・小規模通所授産施設の設置が求められるとともに、5,000人以上の精神障害のある人たちの働く場を確保していかなければなりません。

このような状況の中で、東京都は「心身障害者（児）通所訓練等事業の補助率見直し案」を提案しました。この「補助率見直し案」は、小規模作業所の活動を支援してきた市町村の財政を圧迫させ、また多くの小規模作業所の運営を困難にし、さらには障害のある人たちの地域生活を脅かす事態を招きかねないといえます。

「選択の保障」「利用者主体の福祉」という支援費制度の理念を具現化するためには、一方的に「補助率見直し」を行い、市町村に多額の財政負担を強いるのではなく、新たな社会福祉法人制度や小規模通所授産施設制度の活用と制度改善を図りながら、多くの小規模作業所の事業発展の道筋を明らかにすることが求められます。

つきましては、貴議会において、「心身障害者（児）通所訓練等事業の補助率見直し案」に関する意見書を東京都関係機関に提出していただきますようお願いいたします。

〔請願項目〕

「心身障害者（児）通所訓練等事業の補助率見直し案」について、一方的な実施を行わず、支援費制度の基盤整備充実の観点から、小規模通所授産施設並びに一般法定施設への移行促進策の充実を図ってください。また、関連制度・施策の今後のあり方について、区市町村や民間団体を含めた協議の場を設置してください。